

令和 8 年度 磐田市福田支所及び竜洋支所建物環境衛生管理業務委託 仕様書

磐田市福田支所及び竜洋支所の建物環境衛生管理業務については、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 目的

磐田市福田支所及び竜洋支所において、計画的かつ能率的に、空気環境測定・水質検査・防虫駆除の環境衛生管理等を実施することにより、庁舎及び敷地内の良好な衛生環境の維持を目的とする。

2 業務の期間

契約期間 契約日から令和11年 9 月30日まで

履行期間 令和 8 年10月 1 日から令和11年 9 月30日まで

3-1 委託する業務内容

業務の場所 静岡県磐田市福田400番地 磐田市福田支所

施設概要 敷地面積 8,830.57㎡

延床面積 4,564.23㎡

建物構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

(1) 建築物環境衛生管理技術者選任業務

ア 委託者は、受託者の建築物環境衛生管理技術者免状を有する者の内から建築物環境衛生管理技術者(非常勤) 1 名選任する。

イ 業務の遂行に支障がない場合に限り、磐田市竜洋支所との兼任を認めるものとする。但し、受託者の都合により兼任を解除したことで発生した費用について、委託者は負担しない。

ウ 選任された建築物環境衛生管理技術者は、委託者の行う建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう委託者を補佐する。

エ 受託者が、上記委託業務を実施した結果、関係法令に定める基準等に適合しない点があった場合は、建築物環境衛生管理技術者は必要に応じて委託者に、応急措置及び是正措置等取るべき措置を助言する。

オ 立会の義務、県等の検査日に立会報告を行う。

(2) 空気環境測定業務

ア 測定期日 2 ヶ月に 1 回

イ 測定ポイント 9 ポイントを 1 日に 2 回測定(外気 1 ポイント含む。)

ウ 測定項目 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第 2 条第 1 号に掲げる各項目

浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流

エ 測定方法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 3 条 2 号に掲げる方法

(3) 飲料水受水槽点検、清掃業務

点検業務

- ア 点検は月 1 回実施
- イ 水槽の点検（水槽の亀裂等、汚水等による汚染、有害物等の混入）
- ウ 衛生管理（貯水槽周辺の整理整頓、マンホール及び防虫網の点検）
- エ 点検記録票の作成及び提出

清掃業務

- ア 年間 1 回実施 総容量30m³ 有効容量24m³ 2 槽 構造SUS
- イ 揚水ポンプ及び移動式ポンプにて排水
- ウ 周壁底部、パイプの清掃及び清掃後の排水、底部拭掃
- エ 槽内消毒後、槽内水処理及び排水
- オ 槽内再消毒後、15～30分経過後、水張実施
- カ 満水後、残留塩素検査・色度・濁度・味・臭いを測定
- キ 機器の調整（揚水ポンプ運転、弁類の切替えなど）
- ク 受水槽周辺の清掃、異物侵入の防止

(4) 簡易専用水道検査業務

水道法第34条の2第2項の検査を年 1 回実施

(5) 飲料水水質検査業務

16項目（全項目）1 回、11項目（省略項目）1 回、消毒副生成物（12項目）1 回、残留塩素 週 1 回以上

(全) 16項目	一般細菌	鉄及び化合物	PH値
	大腸菌	銅及び化合物	味
	鉛及びその化合物	塩化物イオン	臭気
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	蒸発残留物	色度
	亜硝酸態窒素	有機物（TOC）	濁度
	亜鉛及びその化合物		

(省略)11項目	一般細菌	PH値
	大腸菌	味
	硫酸態窒素及び亜硝酸態窒素	臭気
	亜硝酸態窒素	色度
	塩化物イオン	濁度
	有機物（TOC）	

(副生)12項目	クロロホルム	ジクロロ酢酸
	ジブロモクロロメタン	臭素酸
	ブロモジクロロメタン	トリクロロ酢酸
	ブロモホルム	ホルムアルデヒド
	総トリハロメタン	シアン化物イオン及び塩化シアン
	クロロ酢酸	塩素酸

(6) 防虫防除業務 2回/年

生息調査 1回/月(駆除月は除く。)

使用薬剤 1 クマリン系殺鼠剤(ねずみ)

2 フェニトロチオン乳剤(ゴキブリ等)

ア 年2回全区域を一斉に行うこと。

1階 執務室(第1, 第2相談室、書庫3箇所、シルバー人材センター等含む)、食堂、湯沸室、トイレ、宿直室

2階 自販機周辺、湯沸室、トイレ

3階 湯沸室、トイレ

4階 湯沸室、トイレ

※但し、必要に応じて、上記以外の区域においても対応すること。

イ 使用する殺虫剤は、殺虫力、速効性、残効性及び人体安全等の条件を備えた有機りん性剤とし、また殺鼠剤は、殺鼠力、残効性及び人体安全等の条件を備えた固形剤又は粉末剤とすること。

ウ 殺鼠剤の配置場所には、その旨を表示するとともに配置場所、殺鼠剤の種類数量等を書面により委託者に提出すること。

エ 殺虫剤の散布後、昆虫等が生息する時及び委託者の指示があるときは、継続して殺虫剤を散布して完全殺虫すること。

オ 庁舎内への鼠の侵入を防ぐため、外部からの進入経路及び庁舎の外周等に殺鼠剤を散布すること。

(7) 雑用水水質検査業務

ア 大腸菌及び濁度(2項目) 6回実施(2ヶ月に1回)

イ 残留塩素 週1回以上

(8) 雨水槽及び雑用水槽清掃業務

ア 年間1回実施 沈砂槽 有効容量15m³ 2槽 構造RC
雨水貯留槽 有効容量75m³ 7槽 構造RC
雑用水槽 有効容量50m³ 2槽 構造RC

イ 揚水ポンプ及び移動式ポンプにて排水

ウ 周壁底部、パイプの清掃及び清掃後の排水、底部拭掃

エ 槽内消毒後、槽内水処理及び排水

オ 機器の調整(揚水ポンプ運転、弁類の切替えなど)

3-2 委託する業務内容

業務の場所 静岡県磐田市岡729番地1 磐田市竜洋支所

施設概要 敷地面積 7,402.23m²

延床面積 3,055.65m²

建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

(1) 建築物環境衛生管理技術者選任業務

ア 委託者は、受託者の建築物環境衛生管理技術者免状を有する者の内から建築物環境衛生管理技術者(非常勤)1名選任する。

イ 業務の遂行に支障がない場合に限り、磐田市福田支所との兼任を認めるものとする。

る。但し、受託者の都合により兼任を解除したことで発生した費用について、委託者は負担しない。

ウ 選任された建築物環境衛生管理技術者は、委託者の行う建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう委託者を補佐する。

エ 受託者が、上記委託業務を実施した結果、関係法令に定める基準等に適合しない点があった場合は、建築物環境衛生管理技術者は必要に応じて委託者に、応急措置及び是正措置等取るべき措置を助言する。

オ 立会の義務、県等の検査日に立会報告を行う。

(2) 空気環境測定業務

- ア 測定期日 2ヶ月に1回
- イ 測定ポイント 8ポイントを1日に2回測定(外気1ポイント含む。)
- ウ 測定項目 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号に掲げる各項目
浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流
- エ 測定方法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条2号に掲げる方法
- オ 測定記録 報告書の提出

(3) 飲料水受水槽点検、清掃業務

点検業務

- ア 月1回実施
- イ 水槽の点検(水槽の亀裂等、汚水等による汚染、有害物等の混入)
- ウ 衛生管理(貯水槽周辺の整理整頓、マンホール及び防虫網の点検)
- エ 点検記録票の作成及び提出

清掃業務

- ア 年間1回実施 受水槽 有効容量12m³ FRP製
高架水槽 有効容量3m³ FRP製
- イ 揚水ポンプ及び移動式ポンプにて排水
- ウ 周壁底部、パイプの清掃及び清掃後の排水、底部拭掃
- エ 槽内消毒後、槽内水処理及び排水
- オ 槽内再消毒後、15～30分経過後、水張実施
- カ 満水後、残留塩素検査・色度・濁度・味・臭いを測定
- キ 機器の調整(揚水ポンプ運転、弁類の切替えなど)
- ク 受水槽周辺の清掃、異物侵入の防止

(4) 簡易専用水道検査業務

水道法第34条の2第2項の検査を年1回実施

(5) 飲料水水質検査業務

16項目(全項目)1回、11項目(省略項目)1回、消毒副生成物(12項目)1回、残留塩素 週1回以上

(全)16項目 一般細菌

鉄及び化合物 PH値

大腸菌	銅及び化合物	味
鉛及びその化合物	塩化物イオン	臭気
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	蒸発残留物	色度
亜硝酸態窒素	有機物（TOC）	濁度
亜鉛及びその化合物		

(省略)11項目	一般細菌	PH値
	大腸菌	味
	硫酸態窒素及び亜硝酸態窒素	臭気
	亜硝酸態窒素	色度
	塩化物イオン	濁度
	有機物（TOC）	

(副生)12項目	クロロホルム	ジクロロ酢酸
	ジブromクロロメタン	臭素酸
	ブromジクロロメタン	トリクロロ酢酸
	ブromホルム	ホルムアルデヒド
	総トリハロメタン	シアン化物イオン及び塩化シアン
	クロロ酢酸	塩素酸

- (6) 防虫防除業務 2回/年
 生息調査 1回/月(駆除月は除く。)
 使用薬剤 ① クマリン系殺鼠剤(ねずみ)
 ② フェニトロチオン乳剤(ゴキブリ等)

ア 年2回全区域を一斉に行うこと。

1階 執務室、宿直室(西)、食堂、湯沸室、トイレ
 宿直室(東)、宿直室(東)内洗面所

2階 湯沸室、トイレ

3階 湯沸室、トイレ

※但し、必要に応じて、上記以外の区域においても対応すること。

イ 使用する殺虫剤は、殺虫力、速効性、残効性及び人体安全等の条件を備えた有機りん性剤とし、また殺鼠剤は、殺鼠力、残効性及び人体安全等の条件を備えた固形剤又は粉末剤とすること。

ウ 殺鼠剤の配置場所には、その旨を表示するとともに配置場所、殺鼠剤の種類数量等を書面により委託者に提出すること。

エ 殺虫剤の散布後、昆虫等が生息する時及び委託者の指示があるときは、継続して殺虫剤を散布して完全殺虫すること。

オ 庁舎内への鼠の侵入を防ぐため、外部からの進入経路及び庁舎の外周等に殺鼠剤を散布すること。

4 業務委託作業時間等基本的管理形態

ア 業務については、年間スケジュールを作成して、許可を受け実施すること。

イ 業務に関して法的有資格者であり風紀、安全衛生、規律等を保持すること。

ウ 業務については安全第一とし、事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の

責任を負うこと。

エ 作業員は言語、動作、マナーに最大限の努力をし、勤務上知り得た情報秘密等は、他に絶対にもらさないこと。

オ 業務の実施に当たっては常に関係法令を遵守すること。

5 支払条件

年1回払とし、各年度の業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

6 その他

ア 受託者は、契約満了前までに次期受託者が適切に業務を行うことができるよう引継ぎを行うこと。ただし、これにかかる費用は受託者の負担とする。

イ 受託者は、年度ごとの業務完了後、速やかに各年度の業務完了届を委託者に提出すること。

ウ 本仕様書に示されていない細部の事項及び業務実施中に生じた疑義については委託者と協議し、現場の状況に応じて指示を受けて誠意をもって行うこと。

【令和８年度 磐田市福田支所及び竜洋支所建物環境衛生管理計画表】

支所	項 目	予 定 回 数	令和8年度						令和9年度										令和10年度										令和11年度											
			10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
福田支所	(1)環境衛生管理技術者選任	通年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(2)空気環境測定	年6回(奇数月)		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		
	(3)飲用水受水槽点検	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃 清掃	年1回(2月)					○											○												○										
	(4)簡易専用水道検査	年1回(3月)						○											○												○									
	(5)飲用水水質検査(全16項目)	年1回(8月)										○												○													○			
	〃 (省略11項目)	年1回(2月)					○												○											○										
	〃 (消毒副生成物12項目)	年1回(8月)										○												○													○			
	〃 残留塩素	毎週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(6)防虫防除(ネズミ・ゴキブリ)	年2回(5月・11月)		○						○						○						○					○								○					
	(7)雑用水 大腸菌・濁度検査	年6回(奇数月)		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○
	〃 残留塩素	毎週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8)雨水槽・雑用水槽清掃	年1回(2月)					○												○												○										
竜洋支所	(1)環境衛生管理技術者選任	通年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(2)空気環境測定	年6回(奇数月)		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		
	(3)飲料水受水槽点検	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃 清掃	年1回(9月)										○											○															○		
	(4)簡易専用水道検査	年1回(3月)						○												○											○									
	(5)飲用水水質検査(全16項目)	年1回(8月)									○												○													○				
	〃 (省略11項目)	年1回(2月)					○											○											○											
〃 (消毒副生成物12項目)	年1回(8月)									○												○													○					
〃 残留塩素	毎週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(6)防虫防除(ネズミ・ゴキブリ)	年2回(8月・2月)					○					○						○					○						○								○				